宮城県戦略的魅力発信事業 企画提案募集要領

宮城県戦略的魅力発信事業(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 案件名 宮城県戦略的魅力発信事業
- 2 業務内容 別紙1「宮城県戦略的魅力発信事業 企画提案募集仕様書」のとおり
- 3 契約期間 契約締結日から令和7年3月25日まで

第2 事業費(委託上限額)

金22,440,000円(消費税・地方消費税を含む。) ただし、上限額での契約を保証するものではない。

第3 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の 参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に 係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要 件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定 する措置要件に該当する者でないこと。
- (4) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能 とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については代表者との委託契約(宮城県との関係において再委託に該当)により業務を行うこと。その場合、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第4 スケジュール (予定を含む。)

- 1 企画提案募集開始
- 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限
- 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限
- 4 企画提案書提出期限
- 5 企画提案書の選考(予定)
- 6 審査結果の通知(予定)

令和5年12月25日(月)

令和6年1月15日(月)午後5時まで

令和6年1月17日(水)

令和6年1月29日(月)正午まで

令和6年2月8日(木)

令和6年2月下旬

第5 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付
- (1) 受付期限 令和6年1月15日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法

指定様式(様式第1号)を用いて、第10の問い合わせ先に電子メールにより提出するとともに、電話連絡すること。なお、電話等による口頭での質問や受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年1月17日(水)までに宮城県総務部広報課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- 2 企画提案への参加申込及び企画提案書の提出
- (1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

口 宣誓書(様式第3号) 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 1部

(官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。 また、過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば合わせ て提出すること。)

- ニ 会社の概要が分かるもの(任意様式) 15部
- ホ 企画提案書(任意様式) 15部(データも1部提出すること) (A4判片面印刷、長編綴じ、30ページ程度、カラー印刷可) 企画提案書は、別紙2「企画提案書の構成」により作成すること。 提出するデータは PDF とし、CD-R 等で提出すること。
- (2) 提出期限 令和6年1月29日(月) 正午まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出 先 第10の問い合わせ先

第6 業務委託候補者の選定

1 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された提案者を委託候補者として選定する。

また、応募数が6者以上の場合は、事前提出書類による一次審査、上位5位の事業者によるプレゼンテーション等の二次審査を行うものとする。

- 2 プレゼンテーション等による審査
- (1) 実施日 令和6年2月8日(木)(予定)

※プレゼンテーション等による審査の参加者には実施場所・時間を別途通知する。

(2) 実施方法

イ 出席者は1提案につき3名以内とする。

- ロ 1 応募者あたりの持ち時間は35分以内(説明20分以内、質疑応答15分以内)とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。
- ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

- ニ プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出る こと。なお、パソコンは提案者が用意すること。
- (3) 選定結果の通知

審査終了後は、速やかに全ての選定参加者に審査結果を通知する。 なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

第7 評価基準·配点

評価項目及び評価の視点並びに配点(合計100点)により行うものとする。

- 1 業務の全体計画(配点5点) 業務全体の計画は、業務の目的を十分に踏まえた現実的かつ実効性のあるものか。 (5点)
- 2 業務の企画内容(配点75点)
- (1) パブリシティ活動で選定する媒体や企画内容は、本県の認知度向上を図る上で効果的か。(20点)
- (2) SNS発信は、提案内容が戦略的かつ具体的であり、ターゲットの興味・関心を引きつける効果的な内容か。(20点)
- (3) ターゲットの行動変容を促す企画は、有効な手法か。(15点)
- (4) 効果検証のための指標及び調査方法は、業務の成果を測定・検証するのに適当か。 (1.5点)
- (5) 本業務の効果をさらに高める独自の提案や工夫があるか。(5点)
- 3 業務の実施計画等(配点20点)
- (1) スケジュールは現実的で、無理がないか。(5点)
- (2) 実施体制は、人員配置・役割分担が明確かつ適切であり、過去の類似業務実績等から業務遂行能力が認められるか。(10点)
- (3) 経費の積算は、提案内容に見合った妥当な金額であり、各業務のバランスがとれているか。(5点)

第8 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
- (1)提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領に従っていない場合
- (3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、 第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願(様式第4号)を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合、既に提出された企画提案書等は返却しない。

- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4)審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第9 その他事項

- 1 契約に関する条件等
- (1) 成果品の著作権等

成果物の一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、全て 県に帰属するものとする。また、成果品に係る著作者人格権について、受託者は県 が認めた場合を除き行使できないものとする。

(2)機密の保持

受託者(再委託をした場合を含む。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様の扱いとする。

(3) 個人情報の保護

受託者(再委託をした場合を含む。)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮城県条例第72号)を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 提出された企画提案は原則として返却しない。
- (2) 提出された書類は、原則として提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3)提出された企画提案書は行政文書となるため、情報公開条例(令和4年宮城県条例第73号)による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非公開部分を除き、開示することがある。
- (4) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 本業務の履行の伴い発生する成果物等に係る全ての権利は県に帰属する。
- (6) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取りやめることがある。
- (7) 本公募型プロポーザル方式の選定結果については、選定された候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。
- (8) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議する。

第10 提出、問い合わせ先

本業務に関する問い合わせ等は、本要領の公表後から応募の締切までの間、下記において受け付ける。

宮城県総務部広報課広報班

〒980-8570 仙台青葉区本町3丁目8-1(宮城県行政庁舎3階)

TEL: 022(211)2283 FAX: 022(263)3780 電子メール: kohokh@pref.miyagi.lg.jp